

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第94期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社 イチケン
【英訳名】	ICHIKEN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 博之
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03(5931)5642
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 湯浅 史朗
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03(5931)5642
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 湯浅 史朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	71,778	81,495	82,027	93,824	86,513
経常利益	(百万円)	3,788	4,276	4,951	4,590	4,241
当期純利益	(百万円)	2,311	3,048	3,555	3,157	2,915
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)	-	-	-	-	-
資本金	(百万円)	4,321	4,321	4,321	4,321	4,327
発行済株式総数	(千株)	36,342	36,342	7,268	7,268	7,278
純資産額	(百万円)	11,052	13,866	17,266	19,797	21,880
総資産額	(百万円)	38,680	49,232	54,637	58,669	52,717
1株当たり純資産額	(円)	1,521.88	1,908.81	2,377.92	2,727.41	3,012.33
1株当たり配当額 〔うち1株当たり中間配当額〕	(円)	8.00 〔 - 〕	9.00 〔 - 〕	80.00 〔 - 〕	80.00 〔 - 〕	90.00 〔 - 〕
1株当たり当期純利益	(円)	319.58	420.69	490.67	435.79	402.06
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	317.67	418.35	487.84	433.28	400.14
自己資本比率	(%)	28.5	28.1	31.5	33.7	41.5
自己資本利益率	(%)	23.0	24.5	22.9	17.1	14.0
株価収益率	(倍)	5.0	5.2	4.9	4.3	3.0
配当性向	(%)	12.5	10.7	16.3	18.4	22.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	666	1,688	12,299	8,080	3,622
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	65	133	570	1,165	5,445
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	254	345	335	584	2,213
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	7,849	9,058	21,593	11,762	12,153
従業員数	(人)	591	605	615	624	631
株主総利回り (比較指標：配当込みTOP IX)	(%)	105.1 (89.2)	145.5 (102.3)	162.8 (118.5)	135.7 (112.5)	98.0 (101.9)
最高株価	(円)	484	519	2,850 (548)	2,878	1,988
最低株価	(円)	230	231	2,129 (384)	1,850	1,196

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る「主要な経営指標等の推移」は記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 第94期の1株当たり配当額には、創立90周年記念配当10円を含んでいる。

- 4 . 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っている。第90期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定している。
- 5 . 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。
- 6 . 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っている。第92期の株価については、株式併合後の最高・最低株価を記載し、()内に株式併合前の最高・最低株価を記載している。

2【沿革】

1930年6月 第一相互住宅株式会社を設立。
 1943年6月 第一建築株式会社に改称。
 1949年11月 建設業法による建設大臣登録[イ]第3348号の登録。
 1956年12月 第一建設工業株式会社に改称。
 1963年4月 東京支店開設。
 1963年6月 当社株式を東京・大阪証券取引所、市場第二部に上場。
 1974年4月 建設業法の改正により、建設大臣許可（現 国土交通大臣許可）[特-49]第3844号を受ける。
 （以後5年ごとに更新）
 1981年5月 宅地建物取引業法による建設大臣免許（現 国土交通大臣免許）[1]第2936号を受ける。
 （以後5年ごとに更新）
 1982年1月 福岡営業所開設。（現 九州支店）
 1985年12月 竜野開発株式会社と合併し竜野開発事業所を開設。（現 赤とんぼ広場ショッピングセンター）
 1988年10月 本社事務所を神戸市中央区に移転。札幌営業所開設。（現 札幌支店）
 1989年10月 株式会社イチケンに商号変更及び本店の所在の場所を神戸市中央区に変更。
 1989年10月 大阪営業所開設。（現 関西支店）
 1990年9月 当社株式を東京・大阪証券取引所、市場第一部に上場。
 1996年4月 本社事務所を東京都港区に移転。
 2000年2月 本社事務所を東京都台東区に移転。
 2008年7月 本店の所在の場所を東京都台東区に変更。
 2008年11月 大阪証券取引所市場第一部、上場廃止。
 2015年7月 本社事務所を東京都港区に移転し、本店の所在の場所を東京都港区に変更。（現 東京本社）
 2018年11月 ハノイ事務所開設。

3【事業の内容】

当社は、建築・土木・内装仕上工事等の建設事業及び不動産事業を主な事業の内容としている。

また、関連当事者である㈱マルハンはその他の関係会社である。

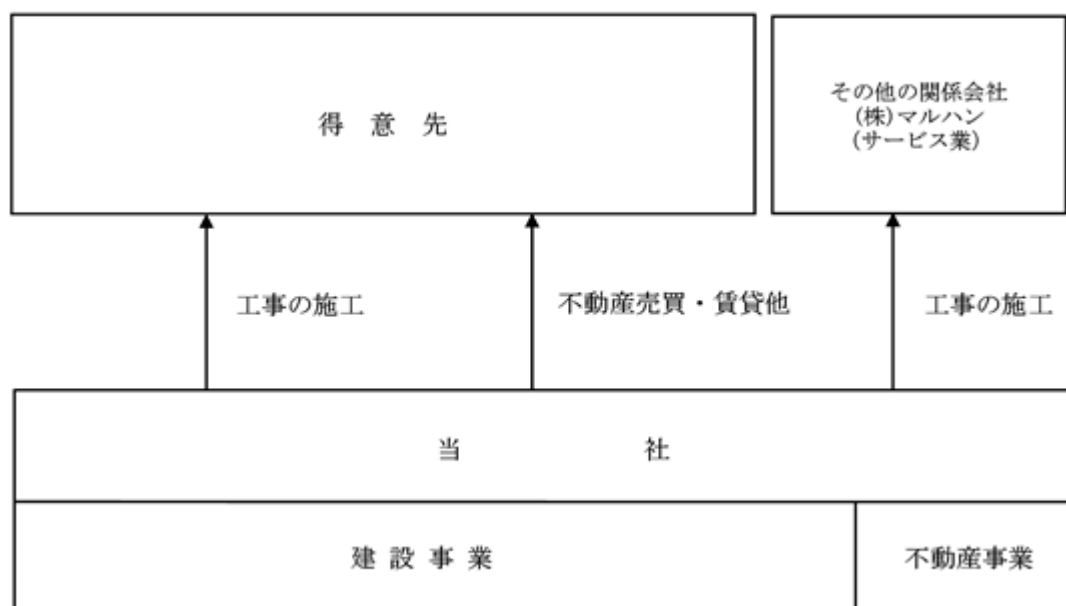
当社の事業に係る位置付けは次のとおりである。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1財務諸表等（1）財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一である。

建設事業 当社は総合建設業を営んでいる。

不動産事業 当社は不動産売買・賃貸事業等を営んでいる。

事業の系統図は次のとおりである。



4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりである。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) ㈱マルハン	京都市上京区	10,000	総合レジヤ 施設の運営	被所有 32.40	当社に対し建設工 事の発注をしている。 役員の兼任 2名

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
631	42.9	16.1	7,008,559

セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	578
不動産事業	7
報告セグメント計	585
全社(共通)	46
合計	631

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれていない。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものである。

(2) 労働組合の状況

当社の従業員の組合は結成されていない。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「品質の向上と安全の徹底に努め、いかなるときもクリエイティビティを発揮し、商業空間事業を通じ、快適で豊かな社会の実現を目指す」という経営理念のもと、コア事業である商業施設の建築をはじめとして、他の施設の建築においても、エンドユーザーである生活者が満足する「より豊かで快適な暮らし空間」を創造し、広く地域や社会の発展に貢献することを経営の基本方針としています。

(2) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後の事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界経済への影響懸念が高まるなか、更に建設業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピック関連工事一巡後の受注競争の激化、少子高齢化に伴う労働人口の減少、住宅関連市場の縮小等多くの懸念材料が顕在化するものと思われ、今後も予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような事業環境認識のもと、当社は、以下のような重点施策に取り組んでまいります。

技術提案力の強化

- ・SDGsのテーマと事業活動を紐づけ省エネ等の社会課題の解決とリンクさせた事業展開を模索し社会ニーズを取り込んだ営業提案力を強化してまいります。
- ・社会から信頼される品質・安全の提供及び環境への配慮に取り組むとともに、産学連携による独自の商品・技術開発等を推進し差別化・優位性の強化を図ります。

建設事業は採算性と生産性を重視した取り組みを強化

- ・建物用途別の売上構成は商業施設7割、マンション他で3割を基本とします。また潜在需要の見込める内装・リニューアル工事への取組を推進してまいります。
- ・設計体制の強化（設計力・技術力の底上げ）により設計施工案件の受注増強を図ります。また、積算部・購買部・技術工務部の連携を強め、コスト競争力を高めてまいります。
- ・生産性向上施策を推進することで品質・安全を確保しつつ事業規模拡大を目指してまいります。

不動産事業の拡大

- ・保有不動産を最適化し収益性を高めてまいります。
- ・不動産取得を絡めて工事受注を目指す営業手法を強化してまいります。
- ・新たなスキーム（SPC・PFI等）の情報収集と取り組みを推進してまいります。

新規事業への取り組み ～新たな成長基盤を構築～

- ・海外事業は、現地MOU（協力関係構築に関する覚書）締結企業との関係を強化しつつ、新たな領域開拓も視野にした市場調査を推進し、現地法令等の理解深耕から事業化へと進めてまいります。
- ・建設周辺事業を中心とした業務提携・出資・M&Aを検討してまいります。
- ・企業グループ化へ向けた体制を整備致します。

マネジメント力の向上

- ・ESG投資を意識した経営を推進し企業価値を向上してまいります。
- ・経営環境の変化に機敏に反応し、迅速に対応できる体制の構築を進めてまいります。
- ・人的資源の最適活用を目指します。（働き方改革の推進、教育による将来を担う『人財』の育成）

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、2020年3月期を最終年度とする前中期経営計画において掲げ推進した重点施策をベースとした事業基盤の強化を図るために、創業90周年の節目にあたる当期に、2023年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、中核となる建設事業の基本戦略として「差別化・優位性の確立」を掲げ、最終年度（2023年3月期）の経営目標である売上高900億円、営業利益44億4千万円、経常利益43億4千万円、配当性向20%以上、ROE（自己資本利益率）10%以上の達成を目指してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであるため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 受注環境と建設資材価格等の動向による影響について

「商業施設に強みを持ったオンリーワン企業」としての地位の確立を目指して、商業施設を中心に一般民間工事の新規顧客の獲得と原価管理の強化による利益の向上に努めてまいり所存であります。不透明さを払拭できない経済環境にあつて、他社との受注競争の激化による工事採算性の悪化及び急激な建設資材価格や労務費の高騰による工事採算性の悪化が生じた場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 取引先の信用リスクについて

取引先に関する信用力や支払条件等の厳格な審査の実施に努めるとともに信用不安情報の早期収集等、可能な限り信用リスクの最小化を図っておりますが、景気の減速や建設市場の縮小等により、発注者、協力業者等の取引先が信用不安に陥った場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 工事代金の回収による影響について

今後の事業計画におきまして、商業施設に経営資源を集中し住宅関連工事の選別受注の強化を図ってまいり所存であります。請負代金の全額回収までに通常よりも期間を要する大型工事等を受注した場合には、キャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 施工上の瑕疵等による影響について

施工体制の強化を経営上の重点項目として捉え、品質管理に万全を期しておりますが、訴訟等により瑕疵担保責任を追及され損害賠償が発生した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 保有資産の時価等の変動による影響について

有価証券・不動産・会員権等の資産を保有しており、これらの資産は将来において、時価の変動や使用状況等により財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 訴訟等のリスクについて

事業活動を行う過程において法令遵守に努めておりますが、訴訟等のリスクに晒される可能性があり、その結果によっては、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 災害発生に伴うリスクについて

地震、津波等の自然災害などの原因による予期せぬ災害が発生した場合には、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人の往来が著しく制限された場合や、当社社員や現場において感染者が発生し、工期に遅れが生じた場合には、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、これらのリスクに対応するため、時差通勤等を推奨し、感染拡大防止に対して適切な管理体制を構築しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、前半は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、後半は、消費税の増税や台風などの自然災害が相次いだこと、更に、長引く米中貿易問題や英国のEU離脱問題などによる世界経済の不確実性に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による国内外の経済活動への影響が懸念され、先行き不透明な状況が一層強まっております。

建設業界におきましては、首都圏を中心とした公共投資や民間設備投資が堅調に推移しているものの、東京オリンピック・パラリンピック関連の建設工事が一巡し、受注面においての競争が厳しくなっております。また、労務費の上昇に加え、新型コロナウイルスによる中国国内の経済活動の抑制により、建設資材のサプライチェーンの混乱や停滞が生じ、その影響が波及することも懸念され、依然として予断を許さない経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社は受注拡大のため、従前から培ってきたコア事業である「商業施設」建築のノウハウや企画・提案力を生かし、店舗等の新築・内改装工のほか、ホテルの建設需要に対して積極的な受注活動を行ってまいりました。また、マンション建設、教育関連施設の建設、老年人口の増加による医療・介護施設の建設等、幅広い民間事業者の需要にも取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の経営成績につきましては、売上高は865億1千3百万円（前期比7.8%減）となりました。

損益につきましては、売上総利益は増加しましたが、販売費及び一般管理費の増加により、営業利益は43億8千1百万円（前期比5.1%減）、経常利益は42億4千1百万円（前期比7.6%減）となりました。また、当期純利益は29億1千5百万円（前期比7.6%減）となりました。

セグメントの経営成績は、以下のとおりであります。

（建設事業）

受注高は935億4百万円（前期比7.0%減）となりました。完成工事高は858億6千1百万円（前期比7.9%減）となり、次期への繰越工事高は764億9千1百万円（前期比11.1%増）となりました。そして、セグメント利益は60億9千万円（前期比2.6%減）となりました。

（不動産事業）

不動産事業売上高は6億5千2百万円（前期比12.2%増）、セグメント利益は1億3千9百万円（前期比1171.3%増）となりました。

（注）「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きで金額を表示している。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度に比べ3億9千万円の資金の増加（前年同期は98億3千万円の資金の減少）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、36億2千2百万円の資金の増加（前年同期は80億8千万円の資金の減少）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益42億4千万円、売上債権の減少100億6千4百万円、主な減少要因は、仕入債務の減少104億2千万円、法人税等の支払額13億9千2百万円などであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、54億4千5百万円の資金の減少（前年同期は11億6千5百万円の資金の減少）となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出53億7千5百万円などであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、22億1千3百万円の資金の増加（前年同期は5億8千4百万円の資金の減少）となりました。主な増加要因は、長期借入れによる収入30億1千万円、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出9億9千2百万円、配当金の支払額5億7千8百万円などであります。

受注高、売上高及び繰越工事高の実績
a. 受注工事高、売上高及び繰越工事高

期別	セグメントの 名称	前期繰越 工事高 (百万円)	当期受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	当期売上高 (百万円)	次期繰越 工事高 (百万円)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	建設事業					
	建築工事	61,313	100,554	161,868	93,203	68,664
	土木工事	220	4	224	39	184
	計	61,533	100,558	162,092	93,243	68,848
	不動産事業	-	-	-	581	-
	合計	61,533	100,558	162,092	93,824	68,848
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	建設事業					
	建築工事	68,664	93,499	162,163	85,672	76,491
	土木工事	184	5	189	189	-
	計	68,848	93,504	162,352	85,861	76,491
	不動産事業	-	-	-	652	-
	合計	68,848	93,504	162,352	86,513	76,491

- (注) 1. 前事業年度以前に受注した工事で、契約の更改により請負金額に変更あるものについては、当期受注工事高にその増減額を含む。したがって、当期売上高にも係る増減額が含まれている。
2. 次期繰越工事高は(前期繰越工事高+当期受注工事高-当期売上高)である。

b. 受注工事高の受注方法別比率

工事の受注方法は、特命と競争に大別される。

期別	区分	特命(%)	競争(%)	計(%)
前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	建築工事	20.0	80.0	100
	土木工事	17.1	82.9	100
当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	建築工事	24.9	75.1	100
	土木工事	100	-	100

(注) 百分比は請負金額比である。

c. 売上高

期別	セグメントの名称	官公庁（百万円）	民間（百万円）	計（百万円）
前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	建設事業			
	建築工事	885	92,318	93,203
	土木工事	-	39	39
	計	885	92,358	93,243
	不動産事業	-	581	581
	合計	885	92,939	93,824
当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	建設事業			
	建築工事	1,546	84,125	85,672
	土木工事	-	189	189
	計	1,546	84,314	85,861
	不動産事業	-	652	652
	合計	1,546	84,966	86,513

（注）1．完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前事業年度 請負金額5億円以上の主なもの

アパマンション(株)	アパホテルプライド 国会議事堂前 新築工事
(株)エフ・ジェー・ネクスト	ガーラ・レジデンス三鷹シャインパークス新築工事
(株)ピック・ライズ	あおばスポーツパーク施設計画
(株)エイチ・ツー・オーアセットマネジメント	QANAT MALL 伏見店建替計画
佐々木食品工業(株)	新宮温泉ふくの湯新築工事

当事業年度 請負金額5億円以上の主なもの

MULプロパティ(株)	OASIS Town キセラ川西新築工事
アパホーム(株)	アパホテル 山手大塚駅タワー 新築工事
(株)ジョイフル本田	ジョイフルアスレティッククラブ土浦新築工事
JR西日本不動産開発(株)	ヴィアイン博多口駅前新築工事
北海道防衛局	東千歳(29)局舎新設等建築その他工事

2．前事業年度及び当事業年度ともに完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

d. 次期繰越工事高（2020年3月31日現在）

区分	官公庁（百万円）	民間（百万円）	計（百万円）
建築工事	3,428	73,063	76,491
土木工事	-	-	-
計	3,428	73,063	76,491

（注）次期繰越工事のうち請負金額5億円以上の主なものは、次のとおりである。

三菱地所(株)	(仮称)京都梅小路ホテル計画新築工事	2020年9月完成予定
東京都港区	芝五丁目複合施設新築工事	2021年11月完成予定
高橋(株)	SG千早建替工事	2022年1月完成予定
セントラル総合開発(株)	(仮称)クリアホームズ発寒5-8A棟B棟新築工事	2022年3月完成予定
(株)東京日商エステム	(仮称)エステムプラザ若葉町新築工事	2022年3月完成予定

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

財政状態の分析

当事業年度の資産合計は527億1千7百万円、負債合計は308億3千7百万円、純資産合計は218億8千万円となり、前事業年度と比べて総資産は59億5千1百万円減少しております。

a. 流動資産

現金預金が3億9千万円、販売用不動産が21億1千8百万円増加しましたが、受取手形が15億3千3百万円、完成工事未収入金が85億3千2百万円、リース投資資産が13億5千万円、未収消費税等が16億9百万円減少したことなどから、流動資産は前事業年度と比べて102億6千7百万円減少しております。

b. 固定資産

土地が33億6千3百万円、建物が12億3千3百万円、構築物が2千5百万円増加したことなどから、固定資産は前事業年度と比べて43億1千6百万円増加しております。

c. 流動負債

短期借入金が8億4千8百万円増加しましたが、支払手形が75億3千2百万円、工事未払金が28億8千8百万円、未成工事受入金が4億9千7百万円減少したことなどにより、流動負債は前事業年度と比べて100億7百万円減少しております。

d. 固定負債

長期借入金が19億5千1百万円、退職給付引当金が3千3百万円増加したことなどにより、固定負債は前事業年度と比べて19億7千3百万円増加しております。

e. 純資産

利益剰余金が前事業年度に係る剰余金の配当により5億7千9百万円減少しましたが、当事業年度において当期純利益を29億1千5百万円獲得したため、23億3千6百万円増加しました。

また、株式含み益の減少により評価・換算差額等が2億5千3百万円減少しましたが、純資産は前事業年度と比べて20億8千2百万円増加しております。

経営成績の分析

経営成績につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりで、キャッシュ・フロー指標は次のとおりであります。

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
自己資本比率(%)	31.5	33.7	41.5
時価ベースの自己資本比率(%)	31.7	23.3	16.6
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	0.3	-	1.7
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	288.3	-	62.7

(注) 自己資本比率 : 自己資本 / 総資産
 時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産
 キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債 / キャッシュ・フロー
 インタレスト・カバレッジ・レシオ : キャッシュ・フロー / 利払い

1. いずれの指標も財務数値により算出しております。
2. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。
3. キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。
4. 有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。
5. 2019年3月期は営業キャッシュ・フローがマイナスのため、キャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオは記載しておりません。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく将来事業計画等の見込数値に反映させることが難しい要素もありますが、期末時点において入手可能な情報をもとに検証を行っております。

a. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。当社では、取締役会等において決議された翌事業年度の事業計画に基づき回収可能性を検討しておりますが、繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、前提とした条件や仮定に変更が生じ、繰延税金資産の全部または一部に回収可能性がないと判断した場合には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

b. 減損会計による将来キャッシュ・フロー

「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされる資産又は資産グループについて、主に当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当社では、減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により収益性が悪化した場合、減損処理が発生する可能性があります。

c. 販売用不動産の評価

当社が保有している販売用不動産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しており、期末に取得価額と正味売却価額を比較し、正味売却価額が取得価額を下回っている場合には、販売用不動産評価損として計上しております。当社では、経済情勢や不動産市況の悪化等により、正味売却価額が下落する場合には、販売用不動産評価損を計上する可能性があります。

d. 工事原価総額の見積り

工事原価総額の見積りについては、当初は工事契約に関する実行予算によって行っております。当社では、実行予算作成時には、将来の気象条件や作成時点で入手可能な情報に基づき、施工条件や建設資材価格等について仮定を設定し、作業効率等を勘案して工種毎に詳細に積み上げることによって工事原価総額を見積り、工事着工後完成に至るまで作業所において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の検討・見直しを行っております。このように気象条件、施工条件、建設資材価格、作業効率等さまざまな仮定要素があり、適時・適切に見積りを行っておりますが、将来の損益は見積金額と異なる可能性があります。

e. 工事損失引当金の計上

工事契約について、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、工事損失が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。当社では、工事原価総額を合理的な方法により算定しておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、将来において認識される業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

5【研究開発活動】

建設事業及び不動産事業において、重要な研究開発活動は行われておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(建設事業)

特記事項なし。

(不動産事業)

当事業年度は、賃貸事業用不動産(ベストウェスタンホテルフィーノ東京赤坂)の取得を行い、その投資額は5,701百万円である。また、保有目的の変更により、土地1,046百万円を販売用不動産に振替えている。

(注)「第3 設備の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

2【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	摘要
		建物 構築物	車両運搬具 工具器具・備品	土地		リース 資産	合計		
				面積 (㎡)	金額				
東京本社・東京支店 (東京都港区)	建設事業 不動産事業	51	125	-	-	4	182	348	(注)2
関西支店 (大阪市中央区)	建設事業	16	4	-	-	3	23	163	(注)2
九州支店 (福岡市中央区)	建設事業	7	7	-	-	5	20	63	(注)2
ベストウェスタンホテル フィーノ東京赤坂 (東京都港区)	不動産事業	1,293	-	443	4,408	-	5,701	-	(注)3
赤とんぼ広場ショッピング センター (兵庫県たつの市)	不動産事業	323	1	15,511	379	-	704	6	(注)2
札幌支店・名古屋営業所 他3営業所 (札幌市中央区他)	建設事業	5	5	-	-	3	13	51	(注)2
その他	不動産事業	22	0	14	1	-	23	-	(注)2

(注)1. 帳簿価額に建設仮勘定は含まない。

2. 上記の他、土地及び建物の一部を他の者から賃借している。賃借料は337百万円である。

3. ベストウェスタンホテルフィーノ東京赤坂は、(株)フィーノホテルズへ貸与している。

3【設備の新設、除却等の計画】

建設事業及び不動産事業において、重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,240,000
計	22,240,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,278,400	7,278,400	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	7,278,400	7,278,400	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2020年6月1日以降の新株予約権の行使により発行されたものは含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを2005年6月29日開催の定時株主総会において特別決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2005年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2005年6月30日から 2025年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2006年6月29日開催の定時株主総会、及び2006年12月15日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2006年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2007年2月1日から 2027年1月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 1,682 資本組入額 841
新株予約権の行使の条件 (注)2	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

- (注)1. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,681円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額1,681円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。
2. 2008年6月27日開催の取締役会決議に基づき「新株予約権の行使の条件」の一部変更を行い、被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使できる旨を、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使できる旨に変更している。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2007年6月28日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2007年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2008年6月25日から 2027年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)1	発行価格 1,335 資本組入額 667
新株予約権の行使の条件 (注)2	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

- (注)1. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,334円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額1,334円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。
2. 2008年6月27日開催の取締役会決議に基づき「新株予約権の行使の条件」の一部変更を行い、被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使できる旨を、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使できる旨に変更している。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2008年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2008年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2009年6月25日から 2028年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 508 資本組入額 254
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額507円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額507円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2009年6月26日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2009年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2010年6月25日から 2029年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 297 資本組入額 148
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額296円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額296円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2010年6月29日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2010年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2011年6月27日から 2030年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 286 資本組入額 143
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額285円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額285円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2011年6月29日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2011年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2012年6月25日から 2031年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 343 資本組入額 172
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額342円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額342円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2012年6月28日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2012年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2013年6月24日から 2032年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 564 資本組入額 282
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額563円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額563円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2013年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2013年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2014年6月23日から 2033年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 646 資本組入額 323
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額645円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額645円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2014年6月27日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2014年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2015年6月25日から 2034年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 645 資本組入額 323
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額644円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額644円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2015年6月26日開催の定時株主総会、及び2015年7月30日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2016年6月23日から 2035年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 1,377 資本組入額 689
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額1,376円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額1,376円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

会社法第361条の規定に基づき、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、2016年6月28日開催の定時株主総会、及び同日開催の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 (2020年3月31日)
決議年月日	2016年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2017年6月26日から 2036年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)	発行価格 1,065 資本組入額 533
新株予約権の行使の条件	被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。相続人による権利行使は、新株予約権発行後最初に発生した相続の場合に限り認める。その他の条件は当社と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載している。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略している。

(注)発行価格は、新株予約権の払込金額1,064円に行使時の払込金額1円を加算して記載している。なお、新株予約権の払込金額1,064円については、被付与者である当社の役員が有する報酬債権をもって相殺することとしている。

【ライツプランの内容】

該当事項なし。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1	280,000	36,342,000	16,026	4,321,672	16,016	206,603
2017年10月1日 (注)2	29,073,600	7,268,400	-	4,321,672	-	206,603
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)1	10,000	7,278,400	5,530	4,327,202	5,530	212,134

(注)1. 新株予約権の行使による増加である。

2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しており、発行済株式総数の減少29,073,600株は、株式併合によるものである。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	23	33	53	61	3	2,533	2,706	-
所有株式数 (単元)	-	15,025	1,381	25,349	7,802	66	22,906	72,529	25,500
所有株式数の 割合(%)	-	20.72	1.90	34.95	10.76	0.09	31.58	100	-

(注)1. 自己株式23,935株は、「個人その他」に239単元、「単元未満株式の状況」に35株を含めて記載している。

2. 証券保管振替機構名義の株式は、「その他の法人」に2単元含まれている。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マルハン	京都市上京区出町今出川上る青龍町231	2,342,800	32.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	424,500	5.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	249,600	3.44
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	199,200	2.74
全国一栄会持株会	東京都港区芝浦1-1-1 (株イチケン内)	178,000	2.45
BBH LUX / DAIWA SBI LUX FUNDS SICAV - DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	80 ROUTE D'ESCH LUXEMBOURG LUXEMBOURG L-1470 (東京都千代田区丸の内1-3-2)	150,000	2.06
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー)	131,800	1.81
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	118,400	1.63
原 勝彦	石川県小松市	95,100	1.31
原 久美	石川県小松市	94,900	1.30
計	-	3,984,300	54.92

(注) 全国一栄会持株会は、当社の取引先企業で構成されている持株会である。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 23,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,229,000	72,290	-
単元未満株式	普通株式 25,500	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	7,278,400	-	-
総株主の議決権	-	72,290	-

- (注) 1. 完全議決権株式(自己株式等)欄は、すべて当社保有の自己株式である。
2. 完全議決権株式(その他)欄には、証券保管振替機構名義の株式200株(議決権の数2個)が含まれている。
3. 単元未満株式には、当社保有の自己株式35株が含まれている。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イチケン	東京都港区芝浦 1-1-1	23,900	-	23,900	0.33
計	-	23,900	-	23,900	0.33

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	317	547,788
当期間における取得自己株式	42	62,664

- (注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	23,935	-	23,977	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めていない。

3 【配当政策】

当社は、事業の成長・拡大及び財務基盤の安定化による企業価値の向上と、株主様への直接的な利益還元である配当の安定的な実施に重点を置き、利益配分につきましては、今後の成長・拡大に備えた内部留保の充実を考慮して決定することを株主還元の基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度(第94期)の1株当たりの配当につきましては、普通配当80円に記念配当10円を合わせた90円の期末配当を行うことといたしました。これにより年間配当金は1株当たり90円、配当性向は22.4%となりました。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、安定した財務内容の堅持と競争力を保持するために有効な投資をしてまいります。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月26日 定時株主総会決議	652	90.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

1. 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要及び現状の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、法務、財務、会計、会社経営の経験等の高い見識と豊富な経験を有し、取締役会等において経営陣に対して積極的に意見を述べるとともに、日常的に取締役を含む業務執行者と意見交換を行い、諸会議や意見交換により得られた情報を他の監査役とも積極的に共有することを通じて、独立した客観的な立場で実効性の高い監査体制を構築しております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、企業戦略等の重要事項を決定することとしており、他社における会社経営経験者、弁護士、経営戦略の立案・遂行に関する経験者等の社外取締役による経営方針や経営計画等に関する意見表明及び助言、利益相反取引の監督の実施等の適切な関与の下、実効性の高い監督体制を構築しております。また、任意の機関として設けたコンプライアンス推進委員会を通じて、コーポレートガバナンスや内部統制の充実・強化を図っております。

なお、取締役会の決定に基づく業務執行上の重要事項は経営会議において審議・決定するとともに、業務分掌や職務権限等に係る社内規定を定め、各部門の職責と決裁権限等を明確にすることを通じて、経営陣幹部による迅速かつ適切な意思決定が可能となるよう環境を整備しております。

取締役会は、取締役7名（社外取締役は、独立社外取締役2名を含む3名）で構成され、法令、定款及び取締役会規則に基づき、経営方針、経営戦略等の経営上の重要事項を原則月1回開催される取締役会において審議・決定するとともに、取締役の職務執行についての監督を行っております。なお、経営責任の明確化を図るため取締役の任期は1年間としております。

取締役会の決議に基づく業務執行上の重要事項は、代表取締役社長が議長となり、事業本部、技術本部、管理本部の各本部長である業務執行取締役、社外取締役及び常勤監査役により構成される経営会議において充分時間をかけて審議・決定しております。

取締役会の監督機能を強化し、経営の意思決定・監督機関と業務執行の機能を分離し、迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、取締役会の決議により選任され（取締役兼務者4名を含む14名）、代表取締役社長の指揮命令・監督のもと、担当職務を執行しております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名（社外監査役は、独立役員として指定した2名）で構成されております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針及び監査計画に従い、取締役会、経営会議等の重要な会議に常時出席し、業務及び財産等の調査を通じて取締役の職務の執行状況について厳正な監査を実施しております。

当社は、取締役会の諮問機関として、構成員の半数以上を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設け、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に関する手続きの公平性・透明性・客観性等の強化を図っております。

代表取締役社長を委員長、業務執行取締役を委員、外部の弁護士をアドバイザーとするコンプライアンス推進委員会を設け、コンプライアンスの取組みの推進・主導活動のほか、コーポレートガバナンスや内部統制の充実・強化を図っております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会において内部統制構築の基本方針を定め、内部統制機能の向上を図っております。

代表取締役社長直轄の内部監査部門として業務監査室を設置し、業務監査室は、内部統制システムを円滑に推進するため、会計監査人と調整を図りながら内部統制システムの更なる整備・向上に取り組むとともに、社内教育、研修会を実施して全役職員への啓蒙や意識改革に努めております。

業務監査室は、一定規模以上の工事作業所を対象とした日常的な作業所監査のほか、各部門を対象とした内部監査を期初に策定した内部監査計画に基づき実施し、これらの監査結果を直接代表取締役社長に報告するとともに、監査役会とも監査結果を共有することにより連携を図っております。また、業務監査室は、監査機会を通じて被監査部門に対して適宜業務改善指示を行い、被監査部門から改善計画を報告させることにより、内部監査の実効性を確保しております。

総務・法務部においては、遵法意識の啓蒙、現業部門に対するアドバイザー業務、契約書等の事前審査を通じて、法令違反等の未然防止並びに企業活動において発生するリスクの低減に努めております。

複数の弁護士や税理士と顧問契約を締結し、客観的で専門的な立場からの意見やアドバイスを受け、経営判断の重要な指針としております。

・内部統制システムの整備の状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「コンプライアンスに係る基本指針」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。また、内部監査部門による内部監査及び内部通報制度等を通じて、法令及び定款に違反する行為等を早期に発見・是正する体制を構築する。
- ・市民社会の秩序や安全に影響を与えるような反社会的勢力や団体との関係は断固拒絶し、これらに係る企業、団体、個人とは一切取引を行わないものとする。また、関係行政機関や諸団体等を通じて反社会的勢力の情報を収集するとともに、講習会、セミナー等を通じて従業員への周知徹底を図る。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守するとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を行う体制の更なる整備に努める。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規定」を遵守し、取締役の職務の執行状況を適切に記録、保存、管理し、取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

損失の危険の管理に関する規定その他の体制

予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えるものとする。また、不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置のうえ、迅速に対応する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

達成すべき全社的目標・計画を取締役及び従業員が認識し、これらの目標を達成するために取締役並びに各担当者の業務範囲や責任範囲、決裁権限等を明確にし、ITシステムを活用した情報の共有化を図るとともに業務効率を改善する。また、目標達成に向けて常に業務の進捗確認を行い、目標達成の確度を上げる。

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社は存在しないが、将来において当社を中心とする企業集団を形成した場合には、当社は主管部門を設置して、子会社に対して当社と整合性をもった各種規定・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。

また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織または人員を配置し、監査業務の補助を行うものとする。当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務補助業務を優先するものとする。また、当該職務補助者の人事異動については監査役の意見を尊重し、決定するものとし、人事評価については監査役が行うものとする。

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、全社的に重大な影響を及ぼす事項または及ぼす恐れのある事項については監査役に速やかに報告するものとする。
- ・監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して業務執行状況の報告を求めることができ、監査役から報告を求められた者は速やかに報告するものとする。

監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことがないよう、「内部通報規定」の通報者と同様に保護措置を講じるものとする。

監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社に対して監査役がその職務の執行について生ずる費用を請求した場合には、当社はその費用を負担するものとする。

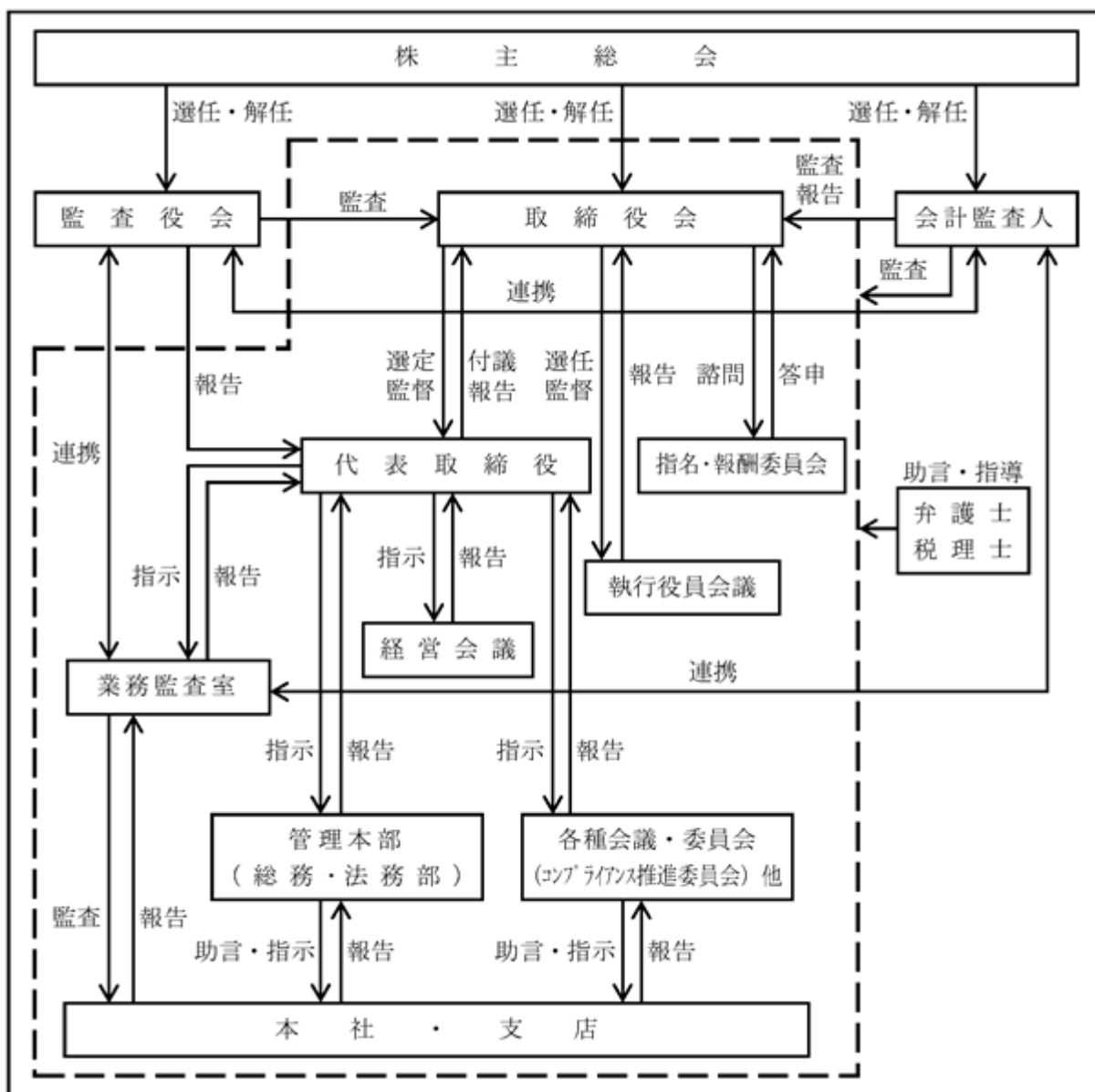
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役社長は、監査役との定期的な会合を実施するとともに、監査役に対して適宜必要な情報を提供し、監査役との意思疎通を図るものとする。
- ・内部監査部門は、内部監査の結果等を定期的に監査役会に報告する等、監査役との連携を図るものとする。
- ・監査役は、関係部署と連携を図りながら随時情報交換を行い、必要に応じて社内の会議体に出席できるものとする。

・リスク管理体制の整備の状況

当社を取り巻く経営環境の変化に伴い、管理すべきリスクも複雑・多様化しております。このような状況の中、当社では、総務・法務部を設置し、「コンプライアンス」及び「企業理念に沿った活動」を広く推進する体制作りをしております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概念図は次のとおりであります。



2. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたりその能力を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役ともに3百万円または法令が定める最低限度額のいずれが高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意にして、かつ、重大な過失がない場合に限られます。

4. 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨定款に定めております。

5. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

6. 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応し機動的な経営を行うことを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

7. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

8. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役社長 (代表取締役) 社長執行役員	長谷川 博之	1960年2月4日生	1982年4月 当社入社 2001年6月 当社取締役(関西支店長代行) 2002年6月 当社取締役(関西統括兼神戸本店長) 2005年4月 当社常務取締役(関西統括兼神戸本店長) 2007年4月 当社取締役、常務執行役員(事業統括本部副本部長兼関東統括) 2011年4月 当社取締役、常務執行役員(東京支店長) 2014年6月 当社取締役、専務執行役員(営業推進本部長) 2015年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員(現)	(注)3	6,000
取締役 専務執行役員 (管理本部長)	西出 英雄	1954年1月21日生	1977年4月 ㈱ダイエー入社 2004年6月 同社財務本部副本部長 2005年4月 ㈱日本流通リース代表取締役社長 2007年4月 当社入社 管理本部副本部長 2008年4月 当社執行役員(管理本部副本部長) 2011年5月 当社執行役員(管理本部長) 2015年6月 当社取締役、執行役員(管理本部長) 2017年6月 当社取締役、常務執行役員(管理本部長) 2019年6月 当社取締役、専務執行役員(管理本部長) (現)	(注)3	2,000
取締役 常務執行役員 (技術本部長)	佐々 英昭	1954年4月2日生	1993年10月 当社入社 2002年6月 当社札幌支店建設部長 2008年4月 当社東京支店建設部長 2013年4月 当社東京支店副支店長 2013年6月 当社執行役員(東京支店副支店長) 2015年6月 当社執行役員(東京支店長) 2016年6月 当社常務執行役員(東京支店長) 2019年4月 当社常務執行役員(技術本部長代行) 2019年6月 当社取締役、常務執行役員(技術本部長) (現)	(注)3	2,300
取締役 常務執行役員 (事業本部長)	湯ノ口 智治	1957年12月16日生	2003年7月 当社入社 2006年1月 当社福岡支店長 2008年4月 当社執行役員(福岡支店長) 2013年6月 当社常務執行役員(福岡支店長) 2016年4月 当社常務執行役員(関西支店長) 2019年4月 当社常務執行役員(事業本部長代行) 2019年6月 当社取締役、常務執行役員(事業本部長) (現)	(注)3	900
取締役	藤田 進	1956年12月23日生	2002年7月 ㈱マルハン 社長室次長 2005年10月 同社経営企画部長 2006年10月 同社執行役員経営企画部長 2015年6月 当社取締役執行役員経営企画部長 2015年6月 当社取締役(現) 2015年7月 ㈱マルハン 取締役執行役員経営企画本部長 2018年4月 当社取締役上席執行役員経営企画本部長 (現)	(注)3	-
取締役	武内 秀明	1959年5月11日生	1984年4月 日揮㈱入社 1994年4月 東京弁護士会登録 清水直法律事務所入所 2001年10月 松井・武内法律事務所開設 同パートナー 2005年8月 武内法律事務所開設 同所長弁護士(現) 2012年9月 メディアスホールディングス㈱監査役 (現) 2015年6月 当社取締役(現)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	伊知地 俊人	1963年7月29日生	1988年2月 東急不動産地域サービス(株)(現 東急リパブル(株))入社 1989年2月 (株)タケツエエステート入社 1993年10月 ウィル不動産販売(現 (株)ウィル)創業 1993年11月 アサヒハウス(株)取締役 1995年6月 (株)ウィル不動産販売(現 (株)ウィル)設立 同社代表取締役社長 2008年1月 (株)リノウエスト取締役(現) 2008年1月 (株)ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ取締役 2011年3月 (株)ウィル空間デザイン代表取締役 2013年11月 (株)遊取締役 2014年4月 (株)ウィル取締役会長(現) 2014年7月 (株)ウィルスタジオ取締役 2017年6月 当社取締役(現)	(注)3	-
監査役 (常勤)	渡辺 直之	1957年11月8日生	1980年4月 不二建設(株)入社 1990年4月 同社経理部課長代理 1993年3月 フジケン(株)経理部課長代理 1993年5月 当社入社 2005年4月 当社財務経理部担当部長 2007年2月 当社財務経理部長 2017年6月 当社監査役(現)	(注)4	4,900
監査役	小川 真人	1961年1月25日生	1983年9月 ビート・マーウィック・ミッチェル会計事務所(現 あずさ監査法人)入所 1996年10月 センチュリー監査法人(現 あずさ監査法人)社員 2001年10月 新日本監査法人(現 あずさ監査法人)入所 2003年7月 (株)ケーピーエムジーエフエーエス(現 (株)KPMG FAS)へ転籍 2005年7月 (株)KPMG FAS取締役(パートナー) 2008年4月 一般社団法人日英協会監事(現) 2008年4月 ACEコンサルティング(株)代表取締役(現) 2011年4月 一般社団法人日本公認不正検査士協会理事 2013年1月 NPO法人シンクキッズ監事(現) 2013年1月 (株)クロスヴィジョンインターナショナル社外取締役(現) 2016年6月 (株)リョーサン社外取締役監査等委員(現) 2017年6月 当社監査役(現)	(注)4	-
監査役	初瀬 貴	1977年1月9日生	2002年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 虎門中央法律事務所入所 2015年5月 Georgetown University Law Center LL.M.修了 2015年8月 Sheppard Mullin Richter & Hampton LLP/ Washington, D.C. Office勤務 2016年6月 NY州弁護士登録 2017年11月 弁護士法人漆間総合法律事務所入所 2018年9月 公認不正検査士登録 2019年1月 弁護士法人漆間総合法律事務所 代表社員 (現) 2020年6月 当社監査役(現)	(注)5	-
計					16,100

- (注) 1. 取締役 藤田進、武内秀明及び伊知地俊人は、社外取締役である。
2. 監査役 小川真人及び初瀬貴は、社外監査役である。
3. 取締役の任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
4. 監査役の任期は、2017年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
5. 監査役の任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

6. 当社は経営執行の迅速化と明確化を図るため、執行役員制度を導入している。

執行役員は、14名で内4名は取締役と兼務している。

7. 初瀬貴の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいないため、電子開示システム(EDINET)上使用できる文字で代用している。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の藤田進氏は㈱マルハンの取締役上席執行役員を兼務しておりますが、同社は、議決権比率にして32.40%に相当する当社株式を保有しており、当社にとって「その他の関係会社」に該当するとともに、建設工事に係る取引先(取引高は当事業年度において27百万円)でもあります。なお、藤田進氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役の武内秀明氏が所長弁護士を兼務している武内法律事務所及び同氏が社外監査役を兼務しているメディアスホールディングス㈱と当社の間には、資本関係や取引関係を含めて何ら関係はありません。また、武内秀明氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役の伊知地俊人氏が取締役会長を兼務している㈱ウィルと当社の間には、資本関係や取引関係を含めて何ら関係はありません。また、伊知地俊人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役の小川真人氏が代表取締役を兼務しているACEコンサルティング㈱及び同氏が社外取締役監査等委員を兼務している㈱リョーサンと当社の間には、資本関係や取引関係を含めて何ら関係はありません。また、小川真人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役の初瀬貴氏が代表社員を兼務している弁護士法人漆間総合法律事務所と当社の間には、資本関係や取引関係を含めて何ら関係はありません。また、初瀬貴氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

当社は、経営の監視機能の充実を図るため、会社経営に関する豊富な経験と見識もしくは専門的な知見を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、業務の適正の確保及び企業価値向上に向けた客観的かつ適切な意見、監督または監査など、公正中立の立場から経営監視の職務を適切に遂行することを社外取締役及び社外監査役に求めています。

藤田進氏は、他社における会社経営の経験のほか、経営戦略の立案・遂行に関する長い経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

武内秀明氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

伊知地俊人氏は、他社における会社経営の経験のほか、不動産関連の実務に関する長い経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

小川真人氏は、長年にわたる公認会計士としての実務経験に基づく財務及び会計に関する専門的な知識に加え、企業倫理の遵守に徹する見識等を有するほか、他社の代表取締役としての豊富な会社経営経験を有することから、当社の社外監査役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

初瀬貴氏は、法律の専門家としての海外での勤務経験を含む豊富な経験と企業倫理に関する高い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務遂行にあたり適任と判断しております。

なお、社外取締役の武内秀明氏及び伊知地俊人氏並びに社外監査役の小川真人氏及び初瀬貴氏は、当社が規定する独立性判断基準を満たしていることから、独立役員に指定しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

常勤監査役及び社外監査役は、会計監査人や内部監査部門から定期的に監査の実施状況や結果について報告を受けるとともに、必要の都度相互に情報交換・意見交換を行うなど、他の監査機関との緊密な連携のもと、社外取締役の意見も取り入れながら厳正な監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

1. 監査役監査の状況

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する他、事業所の往査等を通じて経営状況を把握する等の業務監査を実施しております。また、監査役会において相互に業務執行の状況について報告を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人と必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上に努めております。

また、常勤監査役の主な活動としまして、取締役会のほか経営会議を含む重要会議に出席し、監査役として積極的に意見を述べるとともに、日常的に業務執行取締役を含むその他の業務執行者との意見交換や社外取締役とも必要に応じた意見交換を行い、諸会議や意見交換により得られた情報を、他の監査役とも積極的に共有しております。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
渡辺 直之	14回	14回
小川 真人	14回	14回
初瀬 貴	回	回

(注) 初瀬貴氏は、2020年6月26日開催の定時株主総会にて、新任の社外監査役として選任されたため、出席回数はありません。

2. 内部監査の状況

当社の内部監査機能は、業務監査室(5名)が会計、業務等に関する内部監査を定期的に行い、各部門に対し具体的な助言を行っております。

3. 会計監査の状況

監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

継続監査期間

15年間

業務を執行した公認会計士

鈴木 登樹男

菊地 徹

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 7名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システムレビュー担当者等です。

監査法人の選定方針と理由

当社では、監査法人は、専門的かつ独立した立場から開示情報を監査し、財務情報に信頼性を付与することで、開示情報の信頼性を担保する役割を担う者として、株主や投資家等に対して責務を負っているものと認識しています。この考えに基づき、当社は監査法人に対して、開示情報の信頼性を担保し得る専門性と独立性を求めるとともに、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬見積額等により、総合的に判断することとしています。現在の監査法人については、当社の業務内容に精通し、効率的な監査を実施しており適切であると考えています。

監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。監査法人との意見交換や監査実施状況等を通じて、監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等の関係、不正リスク等の観点から、独立性と専門性の有無について確認を行っています。

また、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任の他、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することとしています。

4. 監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
37	-	37	-

監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（ を除く）
該当事項はありません。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

決定方針は特に定めておりませんが、当社の業種・規模及び監査計画日数等に基づき決定しております。

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査役会は、会計監査人からの監査計画の聴取や社内関係部署から提供された参考資料を通じて、会計監査人の監査計画の内容並びに監査時間、人員計画の相当性などを確認するとともに、過年度の報酬額とその算出根拠並びに同規模の同業他社の事例等を参考とするなどして協議の結果、当期の会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行ったものであります。

(4) 【役員の報酬等】

1. 役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬等のうち、取締役の報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、基本的な考え方及び算定基準を指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて取締役会において定め、当社の業績や経済情勢等を勘案したうえで、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、具体的な報酬額を決定しております。

監査役の報酬については、株主総会において承認された監査役の報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

2. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	141	141	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	-	1
社外役員	22	22	-	4

(注) 役員報酬限度額は、2008年6月27日開催の定時株主総会で、次のとおり決議されております。

但し、この金額には使用人分の給与(賞与を含む)相当額は含まれないこととなっております。

取締役 年額 270百万円

監査役 年額 40百万円

(5) 【株式の保有状況】

1. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社が保有している株式は、全て純投資目的以外であります。

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、毎年、取締役会において個別に各株式発行会社の業績や財務状況等を把握するとともに保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案したうえで、保有の適否を検証するものとし、保有に適さないと判断した株式については順次縮減に努めるものとします。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	10	39
非上場株式以外の株式	6	682

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友不動産(株)	115,000	115,000	取引先との関係強化のため	有
	303	527		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	45,807	45,807	取引先との関係強化のため	有
	120	177		
上新電機(株)	55,000	55,000	取引先との関係強化のため	無
	114	140		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	215,100	215,100	取引先との関係強化のため	有
	86	118		
暁飯島工業(株)	32,000	32,000	取引先との関係強化のため	無
	43	42		
(株)みずほフィナン シャルグループ	113,850	113,850	取引先との関係強化のため	無
	14	19		

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けている。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がないので、連結財務諸表を作成していない。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入、監査法人及び各種団体の主催する研修への参加など、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	11,762	12,153
受取手形	1 4,339	2,806
完成工事未収入金	1 32,312	1 23,780
リース投資資産	1,350	-
販売用不動産	267	2,385
未成工事支出金	4 1,384	4 1,517
前渡金	10	-
前払費用	76	91
未収入金	69	140
未収消費税等	1,673	63
その他	172	211
貸倒引当金	7	5
流動資産合計	53,412	43,144
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 2,264	2 3,544
減価償却累計額	1,822	1,868
建物(純額)	442	1,675
構築物	213	241
減価償却累計額	195	197
構築物(純額)	18	44
車両運搬具	6	6
減価償却累計額	0	1
車両運搬具(純額)	6	5
工具器具・備品	315	344
減価償却累計額	168	205
工具器具・備品(純額)	146	138
土地	2 1,426	2 4,789
リース資産	23	27
減価償却累計額	13	10
リース資産(純額)	10	16
建設仮勘定	46	25
有形固定資産合計	2,096	6,695
無形固定資産		
ソフトウェア	173	139
その他	40	17
無形固定資産合計	214	156

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,576	1,229
出資金	5	3
破産更生債権等	132	133
長期前払費用	19	11
繰延税金資産	785	901
差入保証金	519	520
その他	39	54
貸倒引当金	132	133
投資その他の資産合計	2,945	2,721
固定資産合計	5,256	9,573
資産合計	58,669	52,717

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	14,530	6,997
工事未払金	14,946	12,058
短期借入金	2,1462	2,2311
リース債務	4	6
未払金	248	225
未払費用	114	113
未払法人税等	809	760
未成工事受入金	2,067	1,569
預り金	152	203
完成工事補償引当金	249	343
工事損失引当金	4,191	4,119
賞与引当金	429	421
損害賠償引当金	-	70
その他	9	5
流動負債合計	35,213	25,206
固定負債		
長期借入金	2,1,915	2,3,867
リース債務	6	11
退職給付引当金	1,358	1,391
長期未払金	9	9
長期預り金	368	351
固定負債合計	3,657	5,631
負債合計	38,871	30,837

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,321	4,327
資本剰余金		
資本準備金	206	212
資本剰余金合計	206	212
利益剰余金		
利益準備金	309	367
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	14,451	16,730
利益剰余金合計	14,761	17,097
自己株式	24	25
株主資本合計	19,265	21,611
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	241
評価・換算差額等合計	494	241
新株予約権	38	27
純資産合計	19,797	21,880
負債純資産合計	58,669	52,717

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高		
完成工事高	1, 2 93,243	1, 2 85,861
不動産事業売上高	581	652
売上高合計	93,824	86,513
売上原価		
完成工事原価	3 86,160	3 78,761
不動産事業売上原価	560	503
売上原価合計	86,721	79,264
売上総利益		
完成工事総利益	7,082	7,099
不動産事業総利益	20	148
売上総利益合計	7,103	7,248
販売費及び一般管理費		
役員報酬	178	175
従業員給料及び手当	878	970
退職金	7	17
退職給付費用	47	49
賞与引当金繰入額	77	77
法定福利費	163	170
福利厚生費	41	163
修繕維持費	38	34
事務用品費	18	17
通信交通費	157	172
動力用水光熱費	3	2
広告宣伝費	8	21
貸倒引当金繰入額	-	1
交際費	76	81
寄付金	1	2
地代家賃	104	137
減価償却費	96	121
租税公課	179	169
保険料	17	16
雑費	387	465
販売費及び一般管理費合計	2,484	2,867
営業利益	4,618	4,381

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	20	23
還付加算金	0	13
協賛金収入	-	6
貸倒引当金戻入額	3	2
雑収入	12	9
営業外収益合計	37	54
営業外費用		
支払利息	46	58
手形売却損	9	13
支払手数料	-	50
損害賠償引当金繰入額	-	70
雑支出	9	1
営業外費用合計	65	194
経常利益	4,590	4,241
特別利益		
固定資産売却益	3	-
投資有価証券売却益	3	-
特別利益合計	7	-
特別損失		
固定資産売却損	17	-
固定資産除却損	9	1
特別損失合計	26	1
税引前当期純利益	4,570	4,240
法人税、住民税及び事業税	1,355	1,347
法人税等調整額	58	22
法人税等合計	1,413	1,324
当期純利益	3,157	2,915

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
材料費		4,305	5.0	3,542	4.5
労務費		3,404	4.0	2,967	3.8
(うち労務外注費)		(3,404)	(4.0)	(2,967)	(3.8)
外注費		69,618	80.8	63,679	80.8
経費		8,832	10.2	8,571	10.9
(うち人件費)		(2,856)	(3.3)	(3,032)	(3.9)
計		86,160	100	78,761	100

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【不動産事業売上原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
人件費		25	4.6	32	6.3
減価償却費		33	6.0	38	7.7
その他経費		501	89.4	432	86.0
計		560	100	503	100

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算である。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,321	206	206	251	11,932	12,183	24	16,687	
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行 使）								-	
利益準備金の積立				57	57	-		-	
剰余金の配当					579	579		579	
当期純利益					3,157	3,157		3,157	
自己株式の取得							0	0	
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	57	2,519	2,577	0	2,577	
当期末残高	4,321	206	206	309	14,451	14,761	24	19,265	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	540	540	38	17,266
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行 使）				-
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				579
当期純利益				3,157
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	45	45	-	45
当期変動額合計	45	45	-	2,531
当期末残高	494	494	38	19,797

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,321	206	206	309	14,451	14,761	24	19,265	
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行 使）	5	5	5					11	
利益準備金の積立				57	57	-		-	
剰余金の配当					579	579		579	
当期純利益					2,915	2,915		2,915	
自己株式の取得							0	0	
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	5	5	5	57	2,278	2,336	0	2,346	
当期末残高	4,327	212	212	367	16,730	17,097	25	21,611	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	494	494	38	19,797
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行 使）				11
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				579
当期純利益				2,915
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	253	253	11	264
当期変動額合計	253	253	11	2,082
当期末残高	241	241	27	21,880

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	4,570	4,240
減価償却費	131	161
貸倒引当金の増減額（は減少）	3	0
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	40	94
工事損失引当金の増減額（は減少）	175	72
賞与引当金の増減額（は減少）	3	8
損害賠償引当金の増減額（は減少）	-	70
退職給付引当金の増減額（は減少）	71	33
受取利息及び受取配当金	21	23
支払利息	46	58
投資有価証券売却損益（は益）	3	-
固定資産売却損益（は益）	14	-
売上債権の増減額（は増加）	9,944	10,064
リース投資資産の増減額（は増加）	1,350	-
未成工事支出金の増減額（は増加）	443	132
仕入債務の増減額（は減少）	3,266	10,420
未収消費税等の増減額（は増加）	1,673	1,609
未払消費税等の増減額（は減少）	1,729	-
未成工事受入金の増減額（は減少）	466	497
その他	403	127
小計	6,912	5,049
利息及び配当金の受取額	21	23
利息の支払額	46	57
法人税等の支払額	1,142	1,392
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,080	3,622
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,205	5,375
有形固定資産の売却による収入	62	-
無形固定資産の取得による支出	31	50
投資有価証券の売却による収入	5	-
その他	3	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,165	5,445
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	86	782
長期借入れによる収入	1,068	3,010
長期借入金の返済による支出	981	992
リース債務の返済による支出	6	6
配当金の支払額	577	578
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	584	2,213
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,830	390
現金及び現金同等物の期首残高	21,593	11,762
現金及び現金同等物の期末残高	1 11,762	1 12,153

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上している。

完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保に要する費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上している。

工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

損害賠償引当金

損害賠償金の支払に備えるため、当事業年度末において見込まれる損失額を計上している。

7. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっている。

8. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、特例処理によっている。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

変動金利借入金

ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するため、金利スワップを採用しており、投機的取引は実施していない。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等に相当する額の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式を採用している。

なお、資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の費用として処理している。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものである。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものである。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされている。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定である。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものである。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものである。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実に
ついて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開
示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものである。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の
充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないた
めに、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされている。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定。

（表示方法の変更）

（貸借対照表関係）

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示していた「販売用不動産」は重要性が増したため、
当事業年度より区分掲記している。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行って
いる。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた439百万円は、「販売用
不動産」267百万円、「その他」172百万円に組替えて表示している。

（追加情報）

（資産の保有目的の変更）

当事業年度において、保有目的の変更により、リース投資資産1,339百万円及び土地1,046百万円を販売用不動産へ
振替えている。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社項目

関係会社に対する資産は次のとおりである。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	78百万円	- 百万円
完成工事未収入金	0	21

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりである。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	264百万円	234百万円
土地	379	379
計	643	614

上記に対応する債務は次のとおりである。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	520百万円	613百万円
長期借入金	679	586
計	1,200	1,200

なお、2020年5月11日付にて、金融機関からの借入債務2,800百万円(同日現在の長期借入金)に対し、建物1,274百万円、構築物19百万円、土地4,408百万円を担保に供している。

3. 偶発債務

分譲マンション手付金の前金保証に対する連帯保証

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
和田興産(株)	- 百万円	186百万円
計	-	186

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額	0百万円	7百万円

5. 受取手形割引高

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形割引高	985百万円	1,635百万円

6. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結している。

事業年度末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりである。

なお、貸出コミットメント契約については、以下の財務制限条項が付されている。

事業年度の末日における貸借対照表の自己資本の合計金額を直前の事業年度の末日における貸借対照表の自己資本の合計金額の75%以上に維持すること。

事業年度における損益計算書の経常利益が損失とならないこと。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	7,750百万円	12,650百万円
借入実行残高	470	1,252
差引額	7,279	11,397

(損益計算書関係)

1. 関係会社項目

関係会社との取引に係るものは次のとおりである。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
完成工事高	102百万円	27百万円

2. 工事進行基準による完成工事高は次のとおりである。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	82,692百万円	71,809百万円

3. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	191百万円	119百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	7,268,400	-	-	7,268,400
合計	7,268,400	-	-	7,268,400
自己株式				
普通株式 (注)	23,380	238	-	23,618
合計	23,380	238	-	23,618

(注) 自己株式の増加株式数は、すべて単元未満株式の買取によるものである。

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度末	
ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	38
合計	-	-	-	-	-	38

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	579	80.00	2018年3月31日	2018年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	579	利益剰余金	80.00	2019年3月31日	2019年6月27日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	7,268,400	10,000	-	7,278,400
合計	7,268,400	10,000	-	7,278,400
自己株式				
普通株式 (注) 2	23,618	317	-	23,935
合計	23,618	317	-	23,935

(注) 1. 発行済株式の増加株式数は、すべて新株予約権の行使による増加である。

2. 自己株式の増加株式数は、すべて単元未満株式の買取によるものである。

2. 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	27
合計	-	-	-	-	-	27

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	579	80.00	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	652	利益剰余金	90.00	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 1株当たり配当額の内訳 普通配当80.00円 記念配当10.00円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預金勘定	11,762百万円	12,153百万円
現金及び現金同等物	11,762	12,153

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
保有目的変更によるリース投資資産 から販売用不動産への振替額	- 百万円	1,339百万円
保有目的変更による土地から販売用 不動産への振替額	-	1,046

(リース取引関係)

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

営業車両である。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
リース料債権部分	1,868	-
見積残存価額部分	188	-
受取利息相当額	705	-
リース投資資産	1,350	-

リース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

流動資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	76	76	76	76	76	1,486

(単位：百万円)

	当事業年度 (2020年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	-	-	-	-	-

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針である。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。なお、回収期日はそのほとんどが1年以内である。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されている。

破産更生債権等は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、取引先ごとに定期的な債権管理を行い、必要に応じて法的措置を検討するなど、債権の早期回収を図る体制としている。

営業債務である支払手形及び工事未払金の支払期日は、そのほとんどが1年以内である。

短期借入金、長期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用している。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っている。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていない((注)2.参照)。

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預金	11,762	11,762	-
(2) 受取手形	4,339	4,339	-
(3) 完成工事未収入金	32,312	32,312	-
(4) リース投資資産	1,350	1,350	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	1,537	1,537	-
(6) 破産更生債権等	132		
貸倒引当金()	132		
	-	-	-
資産計	51,302	51,302	-
(1) 支払手形	14,530	14,530	-
(2) 工事未払金	14,946	14,946	-
(3) 短期借入金	1,462	1,462	-
(4) 長期借入金	1,915	1,891	24
負債計	32,854	32,830	24
デリバティブ取引	-	-	-

() 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除している。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預金	12,153	12,153	-
(2) 受取手形	2,806	2,806	-
(3) 完成工事未収入金	23,780	23,780	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,190	1,190	-
(5) 破産更生債権等	133		
貸倒引当金()	133		
	-	-	-
資産計	39,930	39,930	-
(1) 支払手形	6,997	6,997	-
(2) 工事未払金	12,058	12,058	-
(3) 短期借入金	2,311	2,311	-
(4) 長期借入金	3,867	3,811	55
負債計	25,234	25,178	55
デリバティブ取引	-	-	-

() 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 完成工事未収入金

完成工事未収入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。また、貸倒懸念債権については担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としている。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所における価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっている。

また、有価証券について定められた注記事項は、「有価証券関係」に記載している。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等は、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表計上額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額をもって時価としている。

負 債

(1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出している。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(「デリバティブ取引関係」注記参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」に記載している。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式(百万円)	39	39

非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表中の「資産(4)投資有価証券 其他有価証券」には含めていない。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の事業年度末日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金預金	11,762	-	-
受取手形	4,339	-	-
完成工事未収入金	32,312	-	-
リース投資資産	30	134	996
有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの 債券	-	-	500
合計	48,445	134	1,496

() 破産更生債権等(貸借対照表計上額 132百万円)については償還予定額及び償還予定時期が未確定のため、上表には含めていない。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金預金	12,153	-	-
受取手形	2,806	-	-
完成工事未収入金	23,780	-	-
有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの 債券	-	-	500
合計	38,739	-	500

() 破産更生債権等(貸借対照表計上額 133百万円)については償還予定額及び償還予定時期が未確定のため、上表には含めていない。

(注) 4. 長期借入金及びその他の有利子負債の事業年度末日後の返済予定額
前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	470	-	-	-	-
長期借入金	992	741	551	410	212
合計	1,462	741	551	410	212

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	1,252	-	-	-	-
長期借入金	1,058	868	727	529	1,742
合計	2,311	868	727	529	1,742

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	1,025	421	604
債券			
国債	511	501	9
合計	1,537	923	614

(注) 取得原価は減損処理後の金額を記載している。なお、非上場株式(貸借対照表計上額 39百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

当事業年度（2020年3月31日）

種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	682	421	260
債券			
国債	508	501	6
合計	1,190	923	267

(注) 取得原価は減損処理後の金額を記載している。なお、非上場株式(貸借対照表計上額 39百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていない。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,723	1,143	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

当事業年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,241	779	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けている。なお、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合がある。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,404百万円	1,458百万円
勤務費用	122	123
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	1	4
退職給付の支払額	67	107
退職給付債務の期末残高	1,458	1,469

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,458百万円	1,469百万円
未積立退職給付債務	1,458	1,469
未認識数理計算上の差異	99	77
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,358	1,391
退職給付引当金	1,358	1,391
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,358	1,391

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	122百万円	123百万円
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	17	17
確定給付制度に係る退職給付費用	139	141

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
割引率	0.0%	0.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度118百万円、当事業年度120百万円である。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2005年 ストック・オプション	2006年 ストック・オプション	2007年 ストック・オプション	2008年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社の取締役 4名	当社の取締役 6名	当社の取締役 5名
株式の種類別の ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 12,000株	普通株式 10,000株	普通株式 14,000株	普通株式 12,000株
付与日	2005年6月30日	2007年1月15日	2007年7月17日	2008年7月14日
権利確定条件	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
権利行使期間	2005年6月30日～ 2025年6月29日 (注) 2	2007年2月1日～ 2027年1月15日 (注) 3	2008年6月25日～ 2027年6月28日 (注) 3	2009年6月25日～ 2028年6月27日 (注) 4

	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名
株式の種類別の ストック・オプション数 (注) 1	普通株式 10,000株	普通株式 10,000株	普通株式 12,000株	普通株式 12,000株
付与日	2009年7月15日	2010年7月20日	2011年7月19日	2012年7月17日
権利確定条件	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
権利行使期間	2010年6月25日～ 2029年6月26日 (注) 4	2011年6月27日～ 2030年6月29日 (注) 4	2012年6月25日～ 2031年6月29日 (注) 4	2013年6月24日～ 2032年6月28日 (注) 4

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名	当社の取締役 4名
株式の種類別の ストック・オプション数 (注)1	普通株式 12,000株	普通株式 12,000株	普通株式 10,000株	普通株式 10,000株
付与日	2013年7月16日	2014年7月16日	2015年8月25日	2016年7月19日
権利確定条件	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。	被付与者が新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時まで当社の取締役たる地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めなし	定めなし	定めなし	定めなし
権利行使期間	2014年6月23日～ 2033年6月27日 (注)4	2015年6月25日～ 2034年6月27日 (注)4	2016年6月23日～ 2035年6月26日 (注)4	2017年6月26日～ 2036年6月28日 (注)4

(注)1. 株式数に換算して記載している。

尚、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行ったことによる調整をしている。

2. 被付与者が、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使ができる。
3. 2008年6月27日の取締役会決議に基づき「新株予約権の行使の条件」の一部変更を行い、被付与者が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から3年間に限り権利行使できる旨を、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使できる旨に変更している。
4. 被付与者が、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間に限り権利行使ができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載している。

ストック・オプションの数

	2005年 ストック・オプション	2006年 ストック・オプション	2007年 ストック・オプション	2008年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	2,000	2,000	2,000	2,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	2,000	2,000	2,000	2,000

	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	2,000	2,000	2,000	2,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	2,000	2,000	2,000	2,000

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	2,000	4,000	10,000	10,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	2,000	4,000	4,000
失効	-	-	-	-
未行使残	2,000	2,000	6,000	6,000

単価情報

	2005年 ストック・オプション	2006年 ストック・オプション	2007年 ストック・オプション	2008年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	1,681	1,334	507

	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	296	285	342	563

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	1,757	1,757	1,757
付与日における 公正な評価単価 (円)	645	644	1,376	1,064

(注) 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行ったことにより、ストック・オプションの数及び付与日における公正な評価単価を調整している。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用している。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	46百万円	39百万円
退職給付引当金	421	431
貸倒引当金繰入超過額	43	42
工事未払・未払費用	11	15
賞与引当金	132	130
完成工事補償引当金	77	106
投資有価証券評価損	72	72
その他	242	214
繰延税金資産小計	1,047	1,054
評価性引当額	142	126
繰延税金資産合計	905	927
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	119	26
繰延税金負債合計	119	26
繰延税金資産(負債)の純額	785	901

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税	法定実効税率と税
(調整)	効果会計適用後の法	効果会計適用後の法
永久に損金に算入されない項目	人税等の負担率との	人税等の負担率との
住民税均等割	間の差異が法定実効	間の差異が法定実効
評価性引当額の増減	税率の100分の5以下	税率の100分の5以下
その他	であるため注記を省	であるため注記を省
税効果会計適用後の法人税等の負担率	略している。	略している。

(資産除去債務関係)
該当事項なし。

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設（土地を含む。）を所有している。前事業年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は 34百万円（賃貸収益は不動産事業売上高に、主な賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）である。当事業年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は29百万円（賃貸収益は不動産事業売上高に、主な賃貸費用は不動産事業売上原価に計上）である。

また、賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりである。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸借対照表計上額		
期首残高(百万円)	653	1,776
期中増減額(百万円)	1,122	4,627
期末残高(百万円)	1,776	6,404
期末時価(百万円)	1,581	6,284

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

2. 期中増減額のうち、前事業年度の主な増加額は不動産取得(1,046百万円)、資本的支出(185百万円)であり、主な減少額は固定資産売却(76百万円)及び減価償却費(30百万円)である。当事業年度の主な増加額は不動産取得(5,701百万円)、資本的支出(8百万円)であり、主な減少額は保有目的の変更による販売用不動産への振替(1,046百万円)及び減価償却費(36百万円)である。

3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)である。

(持分法損益等)
該当事項なし。

(企業結合等関係)
該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものである。

当社は、建設事業を中心に事業活動を展開しており、兼業事業として主に不動産事業を行っていることから、「建設事業」、「不動産事業」の2つを報告セグメントとしている。

「建設事業」は、建築・土木その他建設工事全般に関する事業を営んでいる。「不動産事業」は、不動産の売買・賃貸その他不動産に関する事業を営んでいる。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表計上額 (注)2
	建設事業	不動産事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	93,243	581	93,824	-	93,824
セグメント間の内部売上 高又は振替高	622	-	622	622	-
計	93,866	581	94,447	622	93,824
セグメント利益	6,253	11	6,264	1,646	4,618
セグメント資産	50,979	3,791	54,771	3,897	58,669
その他の項目					
減価償却費	1	33	35	96	131
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	21	1,132	1,154	156	1,310

(注)1. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益の調整額 1,646百万円には、セグメント間取引消去 147百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,498百万円が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。
 - (2) セグメント資産の調整額3,897百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれている。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額156百万円は、全社システムの設備投資額等である。
2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っている。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	財務諸表計上額 (注)2
	建設事業	不動産事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	85,861	652	86,513	-	86,513
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-
計	85,861	652	86,513	-	86,513
セグメント利益	6,090	139	6,230	1,849	4,381
セグメント資産	41,303	9,171	50,475	2,242	52,717
その他の項目					
減価償却費	1	38	39	121	161
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	17	5,710	5,728	86	5,814

(注)1. 調整額は以下のとおりである。

- (1) セグメント利益の調整額 1,849百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。
 - (2) セグメント資産の調整額2,242百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれている。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額86百万円は、全社システムの設備投資額等である。
2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っている。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略した。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載していない。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載していない。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載していない。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略した。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載していない。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載していない。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載していない。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 (所在地)	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	(株)マルハン (京都市上京区)	10,000	総合レジャー施設の運営	被所有 直接 32.44	営業上の取引 役員の兼任 2名	工事の請負	102	受取手形 完成工事未収入金	78 0

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 (所在地)	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	(株)マルハン (京都市上京区)	10,000	総合レジャー施設の運営	被所有 直接 32.40	営業上の取引 役員の兼任 2名	工事の請負	27	完成工事未収入金	21

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
工事の請負金額については、市場価格を勘案して見積提出し、価格交渉の上、決定している。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	2,727.41円	3,012.33円
1株当たり当期純利益	435.79円	402.06円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	433.28円	400.14円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	3,157	2,915
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	3,157	2,915
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,244	7,252
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	41	34
(うち新株予約権)(千株)	(41)	(34)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		住友不動産(株)	115,000	303
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,807	120		
上新電機(株)	55,000	114		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	215,100	86		
暁飯島工業(株)	32,000	43		
富士機械工業(株)	77,000	21		
(株)みずほフィナンシャルグループ	113,850	14		
(株)神戸国際会館	18	11		
東貨興業(株)	17,000	1		
内外ゴム(株)	20,000	1		
その他(6銘柄)	81,798	2		
計		772,573	721	

【債券】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		国債(1銘柄)	500	508
計		500	508	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高(百万円)
有形固定資産							
建物	2,264	1,280	-	3,544	1,868	46	1,675
構築物	213	27	-	241	197	2	44
車両運搬具	6	-	-	6	1	1	5
工具器具・備品	315	34	4	344	205	41	138
土地	1,426	4,409	1,046	4,789	-	-	4,789
リース資産	23	14	10	27	10	5	16
建設仮勘定	46	17	39	25	-	-	25
有形固定資産計	4,296	5,783	1,101	8,978	2,283	96	6,695
無形固定資産							
ソフトウェア	393	31	8	416	276	64	139
その他	40	-	23	17	-	-	17
無形固定資産計	434	31	31	433	276	64	156
長期前払費用	97	4	18	83	71	11	11

(注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりである。

建物・・・・・・ベストウェスタンホテルフィーノ東京赤坂 1,274百万円
構築物・・・・・・ベストウェスタンホテルフィーノ東京赤坂 19百万円
土地・・・・・・ベストウェスタンホテルフィーノ東京赤坂 4,408百万円

2. 当期減少額の主なものは、ホテル・アンドルームス新大阪の保有目的の変更による販売用不動産への振替(土地1,046百万円)である。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	470	1,252	0.581	-
1年以内に返済予定の長期借入金	992	1,058	1.402	-
1年以内に返済予定のリース債務	4	6	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,915	3,867	1.398	2021年～ 2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	6	11	-	2021年～ 2024年
合計	3,389	6,196	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

なお、リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載していない。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(百万円)	868	727	529	1,742
リース債務(百万円)	6	4	0	0

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	139	6	-	7	138
完成工事補償引当金	249	343	249	-	343
工事損失引当金	191	119	37	154	119
賞与引当金	429	421	429	-	421
損害賠償引当金	-	70	-	-	70

(注) 「当期減少額(その他)」は、以下のとおりである。

貸倒引当金・・・洗替えによる取崩額 7百万円
工事損失引当金・・・工事損益の改善等による取崩額 154百万円

【資産除去債務明細表】

該当事項なし。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(1) 資産の部

(イ) 現金預金

区分	金額(百万円)
現金	5
預金	
当座預金	8,977
普通預金	3,164
その他	5
小計	12,147
合計	12,153

(ロ) 受取手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
イオンリテールストア(株)	621
イオン九州(株)	611
(株)ハローデイ	313
イオンリテール(株)	294
イオンモール(株)	221
その他	742
合計	2,806

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
2020年4月	473
5月	405
6月	420
7月	484
8月	167
9月	253
10月以降	600
合計	2,806

(ハ) 完成工事未収入金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)ドン・キホーテ	1,349
アパマンション(株)	792
東急不動産(株)	595
UDリテール(株)	541
(株)松竹マルチプレックスシアターズ	368
その他	20,133
合計	23,780

(b) 滞留状況

計上期別	金額(百万円)
2019年3月期以前計上額	111
2020年3月期計上額	23,668
合計	23,780

(二) 販売用不動産

項目	金額(百万円)
土地	1,046
建物	1,339
合計	2,385

(注) 土地の所在地及び面積は次のとおりである。

関西地区 861.35㎡ 1,046百万円

(ホ) 未成工事支出金

当期首残高(百万円)	当期支出額(百万円)	完成工事原価への振替額(百万円)	当期末残高(百万円)
1,384	78,894	78,761	1,517

(注) 当期末残高の内訳は次のとおりである。

材料費	427百万円
労務費	13
外注費	851
経費	225
合計	1,517

(2) 負債の部

(イ) 支払手形

(a) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
東和通商(株)	251
(株)九電工	138
(株)リアルコーポレーション	132
(株)アークズ会津	112
松尾工業(株) 福岡支店	112
その他	6,250
合計	6,997

(b) 決済月別内訳

決済月	金額(百万円)
2020年 4月	2,876
5月	4,121
合計	6,997

(ロ) 工事未払金

相手先	金額(百万円)
(株)中電工 大阪本部	465
(株)北清工業	300
東朋テクノロジー(株)	267
(株)リアルコーポレーション	231
日本道路(株) 東京支店	227
その他	10,565
合計	12,058

(ハ) 未成工事受入金

当期首残高(百万円)	当期受入額(百万円)	完成工事高への振替額 (百万円)	当期末残高(百万円)
2,067	56,405	56,902	1,569

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	20,144	40,852	60,771	86,513
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	815	2,084	3,207	4,240
四半期(当期)純利益 (百万円)	570	1,444	2,204	2,915
1株当たり四半期(当期) 純利益(円)	78.80	199.21	304.06	402.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	78.80	120.38	104.85	98.00

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座管理機関) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理	株主名簿管理人においては取り扱っていない。
取次所	(特別口座管理機関取次所) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 (公告掲載URL http://www.ichiken.co.jp)
株主に対する特典	該当事項なし

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
2. 当社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社(東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)である。
3. 特別口座に記録されている株式に関する証券会社口座への振替請求、住所・氏名等の変更や配当金受領方法の指定、単元未満株式の買取りなどの各種手続きは、特別口座管理機関で受け付けている。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、次のとおりである。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第93期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

2019年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度（第94期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

2019年8月9日関東財務局長に提出

事業年度（第94期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）

2019年11月13日関東財務局長に提出

事業年度（第94期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）

2020年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2019年6月27日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

株式会社イチケン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登 樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 地 徹

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イチケンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イチケンの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イチケンの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社イチケンが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。